岡山県議会会議規則(昭和五十一年岡山県議会岡山県議会会議規則の一部を改正する規則 山県議会規則第一号) 0) 一部を次 のように改正

次中 第百 三十二条)」を「第百三十二条-「第百十条(資格決定の審査) 第百三十四条)」 に、 「第百十条 (資格

決定の審査)」を 第百十条の二 (資格決定の通知)」 に、 「(第百三十二条)」 を

―第百三十四条)」に、「第百三十二条(会議規則の疑義)」 を 第百三十二 第百三十三

第百三十四

(電子情報処 理組織による通知等)

(電磁的記録による作成等) 改め

(会議規則の疑義)

第十条を次のように改める。

(会議時間)

会議時間は、 午前十時から午後五時までとする。

- り上げ、 で会議に諮つて決める。 議長は 又は延長することができる。ただし、異議があるときは、討論を用 必要があると認める場合は、 会議に宣告することにより、 会議時 11 を な W
- 3 その他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急な 繰り上げ、 又は延長することができる。 とにより、会議時間をつて緊急を要するとき
- 会議の開始は、号鈴で報ずる。

第三十三条に次の一項を加える。

4 が定める。 投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知 関 L 必要な事項 長

第十二章中第百十条の次に次の一条を加える。

(資格決定の通知)

第百十条の二 定による通知に関し必要な事項は、 法第百二十七条第三項の規定により準用される法第百十八条第六 議長が定める。 項 0

認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。 第百十二条第二項本文中「外とう、えり巻、 改め、同項ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への つえ、かさ」を「コート、 出席に必要と マフラー

第百三十二条を第百三十四条とし、第十八章中同条の前に次の二条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

他の有体物 会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その 知 の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。)とその議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に 図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その (次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。) により行うこ 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第一項にお ているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にか かわら て 他文

以下こ おい て同じ。) を使用 する方法 により行うことができる。

- によ とが 定め り受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。 るところにより、 できる。 ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組 ては、当該通知に関するこの規則の規定にかか \mathcal{O} 議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うこ うちこの 規則の規定 お て文書等によ り行 織を使用 わらず、 する方法 議長 . 規定さ が
- 知 知 前 に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみ三項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知につ に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたも 関 するこの規則の規定を適用する。 ない L T て、は、 当 該 該
- い電時子 閲 に 電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものを式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録 等が 定に お 通 時)に当該者に到達したものとみなす。「子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨 覧 への記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に (第二十 、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録よる議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの 若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられ いて同じ。) 知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイ 一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方 に記録されている事項を議長が定める方法により表示を (する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされ第四十二条第三項、第九十三条第一項本文及び第百の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの項の電子情報処理組織を使用する方法により行われ の通知を発し (電子的 対し、 た時 の記録 方 式、 二十 た時又は \mathcal{O} したも いう。 11 であ が定 たフ 磁気的 七条 が さ って ア 議 次条 \mathcal{O} のれ 0 会 方 規 る 1
- \mathcal{O} する規定にかかわらず、 組 いの 織 規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち をもつて代えることができる。 て「署名等」という。)が規定されているものを第一項又は第二項の を使用する方法により行う場合には、当該署名等に 氏名又は名称を明らかにする措 印すること(以 児置であっ: については、 当該 通 知 て に 議 関 当該署名等 電子 長 下 する この が 情報 定 \mathcal{O} \emptyset 項 E 処 理 お則
- る。 とあるの 定める場合には 合そ つき り行 の他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情 確認をするべき事情がある場合 会等に対し 係る文書等のうちにその原本を確認 うことが 前各項の規定を適用する。 「行わ 項から第五項までにおいて て通知を行い、 困難又は著しく不適当と認め 議長が定めるところにより、 れた通知 (第六項の規定により前 又は議会等から通 この場合において、」ろにより、当該通知 議会等に対 同じ。)」とする Ļ 又は 5 れる部 l 交付する必 で行われ、 二項 第三項中「行われた料のうち当該部分以降 報処理 分がある場合とし 0 規定を適用 要が 組 又は あるもの 織 を使用 会等 す て る 外の て議 でする方 部 た が が 面 通知」 あ 行 分に 部 長 る場 う通 が 法 分

電磁的記録による作成等)

- いて「作成等」という。)が規定されているものにつ 十三条 議長が定めるところにより、 を除く。)におい この規則の規定(第三十条第一項 て議会等が文書等を作成し 当該文書等に係る電 を作成し、又は保存す(第八十六条において · Vi 磁 ては、 的 記 録 当該 に ょ 以規定に 準用 り ること(次 行 さ う こと れ か る か がわ 項
- 前 定 \mathcal{O} 電磁 に ょ り的 文書等記録に ス書等により行っ 記録により行わり 17われたものとみなこわれた作成等について こしては 当該作 成等に関するこの 規規

則の規定を適用する。

この規則は、附則 令和六年四月一日から施行する。

う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。理組織を使用する方法により行う場合の手続に関する規定を設ける等所要の改正を行地方自治法の一部改正に鑑み、請願書の提出など議会における通知等を電子情報処提案理由